

	現行	検証結果等	見直し後（素案）
<p>(1) 発達障害者支援によって目指すべき社会</p>	<p>・発達障害者一人一人の学習面、行動面、社会性、コミュニケーション等に係る課題に対して、様々な分野の関係者が連携し、ライフステージ（乳幼児期～成人期）を通じて継続的に支援を提供するとともに、府民が発達障害者への理解を深め、必要な配慮を行うことにより、発達障害者が主体的にその人らしく地域で働き、活動し、暮らすなど、自立と社会参加を実現できる社会を目指す。</p> <p>・さらに、障害のある人もない人も、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、支え合いながら、共に社会の一員として安心していきいきと暮らすことができる社会の実現を目指していく。</p> <p>・このため、京都府においては、保健、医療、福祉、教育、就労、市町村等と連携・協力して、今後5年間を目標として、優先順位を付けながら、以下の対策の方向性に沿って、発達障害者の早期発見・早期療育、学校教育における支援、就労の支援、生活の支援、支援体制の整備、人材の育成、発達障害の理解促進等に取り組んでいく必要がある。</p>		<p>・発達障害者一人一人の学習面、行動面、社会性、コミュニケーション等に係る課題に対して、様々な分野の関係者が連携し、ライフステージ（乳幼児期～成人期）を通じて継続的に支援を提供するとともに、府民が発達障害者への理解を深め、必要な配慮を行うことにより、発達障害者が主体的にその人らしく地域で働き、活動し、暮らすなど、自立と社会参加を実現できる社会を目指す。</p> <p>・さらに、障害のある人もない人も、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、支え合いながら、共に社会の一員として安心していきいきと暮らすことができる社会の実現を目指していく。</p> <p>・このため、京都府においては、保健、医療、福祉、教育、就労、市町村等と連携・協力して、今後3年間を目標として、優先順位を付けながら、以下の対策の方向性に沿って、発達障害者の早期発見・早期療育、学校教育における支援、就労の支援、生活の支援、支援体制の整備、人材の育成、発達障害の理解促進等に取り組んでいく必要がある。</p>
<p>(2) オール京都体制の支援・連携ネットワークの構築</p>	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校の児童生徒の6.5%が発達障害の可能性があるなど、多くの発達障害者が社会で生活しているが、外見からは分かりにくく、行政、企業、府民の発達障害の理解が不十分な状況にある。</li> </ul> <p>また、発達障害者への支援は様々な関係機関が連携・協力して行う必要があるが、保健、医療、福祉、教育、就労、行政等の支援体制や連携体制はまだ十分とは言えない。</p> <p>【対策の方向性】</p> <p>○オール京都体制での支援・連携ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本委員会を発達障害者支援法第19条の2第1項に基づく発達障害者支援地域協議会とし、保健、医療、福祉、教育、就労、行政等の様々な機関や団体、そして府民が参加した、オール京都体制での発達障害者支援・連携ネットワークを構築する。</li> </ul> <p>○連携会議等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オール京都体制での支援・連携ネットワークの下で、教育、福祉、保健の各部局の連絡会議や、課題ごとや地域ごとに関係者が具体的な解決策等を協議する場を開催し、連携した支援のあり方の検討や課題等の情報共有を行い、関係者等の連携の緊密化を図る。</li> </ul>		<p>【現状と課題】</p> <p><u>・発達障害については、府民への普及・啓発活動を進めてきた結果、発達障害に関する認知や理解は一定進んだものと考えられる。</u></p> <p><u>・一方、通常学級に通う小・中学校の児童生徒の8.8%が発達障害の可能性があると、発達障害児やその家族等への支援のニーズは従前よりも高まっており、現行の支援体制や仕組みでは十分な支援が行えていない場合もある。</u></p> <p><u>・発達障害児者とその家族等が、身近な地域において、年齢や特性に応じた適切な支援が受けられるように、保健、医療、福祉、教育、就労、行政等の様々な関係機関が役割を整理しながら、連携・協力して、支援体制や連携体制を今まで以上に強化していく必要がある。</u></p> <p>【対策の方向性】</p> <p>○オール京都体制での支援・連携ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本委員会を発達障害者支援法第19条の2第1項に基づく発達障害者支援地域協議会とし、保健、医療、福祉、教育、就労、行政等の様々な機関や団体、そして府民が参加した、オール京都体制での発達障害者支援・連携ネットワークを構築する。</li> </ul> <p>○連携会議等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オール京都体制での支援・連携ネットワークの下で、教育、福祉、保健の各部局の連絡会議や、課題ごとや地域ごとに関係者が具体的な解決策等を協議する場を開催し、連携した支援のあり方の検討や課題等の情報共有を行い、関係者等の連携の緊密化を図る。</li> </ul>

<p>(3) ライフステージに対応した支援</p> <p>① 乳幼児期</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>○年中児スクリーニング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年中児スクリーニング（5歳児健診）については、府内の全ての市町村（京都市を除く）が実施している。このスクリーニング以前に「管理中」となっている児童の割合が8%前後と増える一方で、「要支援」と判定された児童の20%強が年中児スクリーニングにおいて初めて「要支援」と判定されていることから、発達障害児の早期発見に有効と考えられる。</li> <li>しかし、保育所・幼稚園単位でみると、年中児スクリーニングを実施している保育所・幼稚園は約65%、全児童中、約45%の実施に止まる。</li> <li>・年中児スクリーニングの方法について、保健師や保育所・幼稚園の保育士等が行動に問題のある児童を抽出した上で専門家による判定を実施している市町村が増加しており、問診票を用いて実施する市町村は減少している。</li> </ul> <p>○年中児スクリーニングの事後支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年中児スクリーニングの事後支援について、専門職養成を実施してきたこともあり、園巡回は24市町村、SSTは11市町村、ペアレントトレーニングは11市町村の実施（29年度）と増加しているものの、市町村における体制により実施できなくなる場合もあるなど、事後支援のあり方が課題となっている。</li> <li>・「要支援」と判定された児童について、保護者が子どもの障害を受容し、早期に療育が開始できるよう、事後支援体制の充実とともに、保護者に対して精神的サポートや総合的な情報提供をできる相談支援体制の充実を行う必要がある。</li> </ul> <p>また、「園支援」と判定された児童について、保育所・幼稚園の保育士等が園巡回等の支援を受けながら適切に対応できるよう、保育士等の資質向上に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事後支援を行う専門職（作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等）を養成してきたが、市町村が行う事後支援には繋がっていない。</li> </ul> <p>【対策の方向性】</p> <p>○年中児スクリーニングの実施拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府と市町村が連携して、私立を含め、保育所・幼稚園の関係団体や、未実施の保育所・幼稚園に働きかけを引き続き行う。</li> <li>・問診票を用いず、集団観察の中でスクリーニングを実施する市町村が増えていることや未実施の保育所・幼稚園でも集団観察が実施できる体制を整備できるよう、保育士等がスクリーニングできる力を身につけるための研修に取組む必要がある。</li> <li>・実施年度によって要支援児の判定時期にバラツキがある状況にあるが、市町村における健診・スクリーニング結果の集計方法や実施体制に差が生じている。府各保健所とも協働しながら、市町村が実施する健診への精度管理を行う。</li> </ul> <p>○年中児スクリーニングの事後支援を実施する市町村の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事後支援を行う市町村が拡大するよう、事後支援を行う専門職（作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保健師等）を養成し、また、養成した専門職を市町村に紹介する仕組みを構築してきたところであり、今後、引き続き事後支援を行う市町村の拡大に向け、財政支援の継続、効果的な研修や専門職紹介の仕組みづくりの検討を行うとともに、今後は、研修を受講した専門職が所属する事業所において専門的な支援ができるよう支援体制の整備を検討する。</li> <li>・保育園や幼稚園といった身近な場所において必要な支援ができるよう、親支援、環境調整も含めたティーチャートレーニングを充実させる。</li> <li>・事後支援に関する専門的分野（発達クリニック、保育士・教員等を対象とした発達障害の理解を深める研修、保育士・教員等を対象とした子どものほめ方教室（ペアレントトレーニング手法の普及）、ティーチャートレーニング、ペアレントメンター養成等）について、各管内で必要な研修を保健所が実施する。</li> </ul> <p>○保護者に対する発達障害の理解啓発（ペアレントメンター活動の活用等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害児等の保護者に対し、ペアレントメンター活動等を通じ、保護者の気持ちに寄り添った障害受容支援や理解啓発に努める。</li> </ul> <p>○ライフステージを通じた体系的な相談支援体制の構築　〔後述〕</p>	<p>【現行の取組の検証結果】</p> <p>○市町村の早期発見・早期支援の取組で必要とする専門職を確保するため、従前から研修を実施してきたものの、市町村では未だに人材確保が難しく、専門職紹介の仕組みづくりに到達出来なかった。</p> <p>○事後支援の施主体が、市町村だけでなく民間事業者（児童発達支援事業所等）も担っている現状を踏まえ、専門職を必要とする領域を見直す必要がある。</p> <p>○今後、市町村が子育て世帯への包括的な支援体制を整備するため、「こども家庭センター」「児童発達支援センター」等の地域の核となる機関にも、専門職が必要となることも想定する必要がある。</p> <p>○少子化にも関わらず発達障害児の支援ニーズが増大する一方、人口減少に伴うさらなる人材確保難を想定し、専門職確保の考え方を大きく修正する必要がある。</p> <p>○市町村と都道府県の役割分担を整理し、それぞれの取組みを強化していく必要がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【国の方向性（改正児童福祉法）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等</li> <li>・市町村において、子育て世帯・子ども等の包括的な相談支援を行うこども家庭センターの設置、サポートプランの作成等</li> <li>・児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うこと明確化等</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【国の方向性（障害福祉・障害児福祉計画基本指針）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害児のサービス提供体制の計画的な構築</li> <li>・市町村における重層的な障害児支援体制の整備、地域におけるインクルージョンの推進、都道府県における広域的見地からの支援（児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築）</li> <li>○発達障害者等支援の一層の充実</li> <li>・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実、ペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進</li> <li>・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進</li> </ul> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【意見】</p> <p>○「障害の特性は、乳幼児期・学齢期に顕著に現れることが多く、できるだけ早い時期に特性や困り感に周囲や保護者が気づき、特性に応じた支援を行うとともに、保護者や本人が得意や苦手を理解し、苦手なことへの助けが求められるように導いていく必要がある」</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【意見】</p> <p>○「スクリーニング」について、小学校の通級指導教室担当者が夏休みに実施しているが、退職や再任用の担当者が多く、新任の者が担当することもある。検査を実施するためには、専門的な研修の機会を設定し人材育成をすることが喫緊の課題」</p> </div> <p>○「支援ファイル」について、市の担当課を通じて、こども園や小学校に必要な応じて配付しているが、小学校卒業時まで継続して使用する家庭は少ない。校種間での引き継ぎシートや個別の教育支援計画等もあるので、切れ目なく引継ぎができる様式や方法を再検討する必要性を感じる」</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>○市町村における早期発見・早期支援の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村における早期発見・早期支援の取組を一層充実することができるよう、京都府としても広域的な視点で支援を行っていく必要がある。</li> <li>・年中児スクリーニング（5歳児健診）については、<b>府内の市町村</b>（京都市を除く）が実施しており、「要支援」と判定された児童の<b>26%</b>強が年中児スクリーニングにおいて初めて「要支援」と判定されていることから、引き続き有効と考えられる。</li> <li>・発達支援について、実施主体が、市町村だけでなく民間事業者（児童発達支援事業所等）も担っている現状を踏まえ、それぞれの役割分担や専門職を必要とする領域を見直す必要がある。</li> <li>・今後、市町村において、子育て世帯への包括的な相談支援を行う「こども家庭センター」や、地域における障害児支援の中核的役割を担う「児童発達支援センター」を中心とした支援体制を構築していく必要がある。</li> <li>・また、市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング等の家族支援の充実も求められており、ペアレントトレーニング等プログラムの実施が出来る人材の養成が必要とされる。</li> <li>・早期発見・早期支援のための人材確保・育成については、府北部地域を始めとする人口減少に伴う一層の人材確保難が想定されることから、市町村と都道府県の役割分担を整理しながら、地域が必要とする専門職の確保・育成の取組を推進していくことが重要である。</li> </ul> <p>○地域におけるインクルージョンの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所や幼稚園の身近な場所で、発達障害のある児童が他の児童とともに過ごすことで健全な発達をし、しいては共生社会の実現につながるよう、保育所や幼稚園等に対する発達障害の専門的支援や助言等も求められている。</li> </ul> <p>【対策の方向性】</p> <p>○早期発見・早期支援のための支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村は、こども家庭センターを中心とした子育て世帯への包括的な支援体制及び児童発達支援センターを中心とした地域の障害児支援体制を整備するため、民間事業者との役割分担を図りながら、早期発見・早期支援のための地域支援体制の整備の充実を図る。</li> <li>・発達障害児の早期発見・早期支援には、発達障害児とその家族等への支援が重要であることから、各地域において、保護者等が発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング等の家族等に対する支援体制の構築を進める。</li> <li>・京都府においては、市町村や児童発達支援センター等で必要となる専門職の具体的なニーズを把握し、専門職人材の育成・確保に重点化を図る。</li> </ul> <p>○地域におけるインクルージョンの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の保育所等においても発達障害児への支援の充実が進むよう、「児童発達支援センター」による専門的な指導・助言や、「京都府幼児教育センター」からのアドバイザー派遣により、専門的支援を行い、インクルージョンを推進する。</li> </ul>
---	---	---	--

<p>② 学齢期</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>○ライフステージを通じた一貫した支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学に伴い児童の生活環境が大きく変わるため、学校生活にスムーズに適応できるよう、就学前から就学期への移行に当たり、就学前の本人の状況、支援内容、配慮事項等を小学校に引き継ぐシステムが必要である。また、学年進級に伴い担任教員が替わるとそれまでの支援が途切れてしまう場合や、教員が家庭を含めた生活全般を支援することは困難な場合がある。</li> <li>・支援ファイル・移行支援シートの見直しから4年がたつが、支援ファイル・移行支援シートの取組みが構築できていない、また、人事異動等もあり取組みが継続できていない市町村が見られる。また、保護者が作成するメリットが伝わっておらず、手間がかかることばかりが先行しているとの印象をもたれているところもある。</li> <li>・「支援ファイル」「移行支援シート」の活用状況（平成29年度） （活用市町村数） 支援ファイル 15市町村、移行支援シート 24市町村</li> </ul> <p>○学齢期のS S T・ペアトレ・スクリーニング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中丹西保健所が実施した小学2年生を対象とした小集団活動の取組み及び福知山市教育委員会のグランドモデル事業の中で実施された小学5年生を対象とした小集団活動の取組みの結果、通級指導教室等学校教育の枠組みで実施されるS S Tの機会とは別に、社会性やコミュニケーションに課題をもつ児童が、楽しい遊びを通じて他の児童と関わる中で、人と関わるスキルを身に付けられる機会の必要性が、実施側及び保護者で共通認識された。</li> <li>・一方、福知山市教育委員会のグランドモデル事業で実施された小学5年生及び中学1年生を対象とした思春期スクリーニングの結果、思春期支援においては、児童の内面や自己理解の状況を把握することが、具体的な支援を検討する上で有用であることが確認された。また、小学5年生の時点で困り感を有していた児童が支援により中学校で適応良好と判断される場合も多く、小・中学校の移行時期における思春期スクリーニングの有用性が示唆される結果となっている。</li> <li>・南部地域の事業所において、未就学児から小学校2年生までを対象としたペアトレを実施したところ、対象となる幼児・児童の保護者の2割前後の受講希望があり、困り感を有している保護者が相当数見込まれるところである。しかしながら、事業所の持ち出しによりペアトレを実施されており、継続実施には支援が必要となっている。</li> </ul> <p>【対策の方向性】</p> <p>○「支援ファイル」や「移行支援シート」の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立も含め、保育所・幼稚園、小・中・高校等の間で、本人の状況、支援内容、配慮事項等が引き継がれるよう、「支援ファイル」や「移行支援シート」の活用を全市町村へ拡大するため、福祉、教育部署が協働して、普及に向けた方策を検討する。</li> <li>・教育現場において、特別支援学級・通級による指導に学ぶ児童生徒に個別の教育支援計画・個別の指導計画を策定することとなったことを踏まえ、さらなる普及啓発を実施する。</li> <li>・地域ごとに関係者で協議し、「支援ファイル」や「移行支援シート」の引継方法、引継窓口等を定めるとともに、地域の社会資源マップ（保健、医療、福祉、教育、就労等）を作成する。</li> </ul> <p>○ライフステージを通じた体系的な相談支援体制の構築 （後述）</p> <p>○就学中のS S T・スクリーニングの拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学中のS S Tについて、放課後等デイサービス等事業所による地域の児童生徒を対象としたS S Tの実施に向け支援を行う。</li> <li>・教育と医療機関と連携し、教員等・校医等学校検診に関わる専門職に対し、発達障害理解のための研修の実施を検討する。</li> <li>・事後支援の対象年齢の拡大を検討する。</li> </ul> <p>○「包み込まれているという感覚」を実感できる学級づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害に係る専門的な知識と技能を有する教員の養成・配置を進めるとともに、教育従事者を対象としたティーチャートレーニング研修の継続、拡充を図る。</li> <li>・発達障害ではない児童生徒やその保護者の発達障害への理解を深めるための教育・啓発とともに、教育現場での支援方策整備を検討する。</li> <li>・保護者に対する発達障害の理解啓発（ペアレントメンター活動の活用等）〔再掲〕</li> </ul>
--------------	---

<p>【現状と課題】</p> <p>○ライフステージを通じた一貫した支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学に伴い児童の生活環境が大きく変わるため、学校生活にスムーズに適応できるよう、就学前から就学期への移行に当たり、就学前の本人の状況、支援内容、配慮事項等を小学校に引き継ぐシステムが必要である。また、学年進級に伴い担任教員が替わるとそれまでの支援が途切れてしまう場合や、教員が家庭を含めた生活全般を支援することは困難な場合がある。</li> <li>・支援ファイル・移行支援シートの取組みについては、全市町村での活用とはなっていないが、地域の状況に応じた活用がされている。</li> </ul> <p>○学齢期の児童に対する相談や教育機関等による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育における支援としては、各特別支援学校に「地域支援センター」が設置され、学校を通じて障害児・保護者からの相談対応等を行っている。さらに府独自に「京都サポートセンター（SSC）」を設置し、専任スタッフによる相談対応のほか、医師・作業療法士・臨床心理士・教育関係者等で厚生する「府専門家チーム」が専門的な相談対応等を行い、重層的な支援を行っている。</li> <li>・一方で、通常学級の中でも発達障害の可能性のある児童が増加している中、支援を必要とする児童やその保護者への対応も増加しており、今まで以上に、医療・福祉・教育の連携等による支援体制の強化が必要</li> <li>・幼児期とは違う対応が必要となる思春期特有の躰きに対して、困り感を持たれる保護者も多く、南部の発達障害児支援拠点（「こども相談室」）においては、思春期の発達障害ある子どもの保護者を対象に、ペアレントトレーニングを行っているところであり、思春期特有の課題をもつ家族への支援の充実も重要。</li> </ul> <p>【対策の方向性】</p> <p>○幼児期から学齢期への円滑な移行と連携支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「支援ファイル」「移行支援シート」等のツール活用含めた地域の状況に応じた関係機関の連携の促進</li> <li>・引き続き、教育現場において、特別支援学級・通級による指導に学ぶ児童生徒に個別の教育支援計画・個別の指導計画を策定と関係機関との連携による適切な支援の実施</li> </ul> <p>○ライフステージを通じた体系的な相談支援体制の構築 （後述）</p> <p>○「包み込まれているという感覚」を実感できる学級づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害に係る専門的な知識と技能を有する教員の養成・配置を進めるとともに、教育従事者を対象としたティーチャートレーニング研修の継続、拡充を図る。</li> </ul> <p>○就学中のS S T・スクリーニングの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学中のS S Tについて、放課後等デイサービス等事業所において、地域の児童生徒を対象にS S Tの視点を取り入れた発達支援を提供できるよう、S S T事例集の活用や、発達障害者圏域支援センターを中心とした事業所への助言や人材育成等を進める。</li> </ul> <p>○各地域や関係機関で必要となる人材育成・確保 （後述）</p> <p>○発達障害ではない児童生徒やその保護者の発達障害への理解を深めるための教育・啓発とともに、教育現場での支援方策の充実。</p> <p>○発達障害者や家族の支援 （後述）</p>
--

<p>③ 成人期</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>○就労に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学齢期から、将来的な就労に向けた支援を行うことが重要である。</li> <li>・一般就労を希望する発達障害者について、職業人の基本ルール・マナーの習得、コミュニケーション能力や社会生活の技能の向上、企業実習等の就労支援を行う必要がある。</li> <li>・雇用先の確保のためには、地域や企業などによる発達障害の理解が不可欠である。</li> <li>・発達障害者を採用している企業や事業所において、対応に困っていることが、日常的に起こっていると思われる。企業や事業所への支援が必要。</li> </ul> <p>○生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者が就労継続支援事業所、生活訓練、地域活動支援センター等を利用する場合に、事業所の対応ノウハウが不十分なことがある。</li> <li>・自閉症等で強度行動障害をもつ人について、在宅や入所施設において支援が困難となっている場合がある。特に中高等部から成人期にかけて行動障害が悪化していく事例が見られる。</li> </ul> <p>○本人支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害に気がつかず困り感を有して生活している成人が支援に繋がらず、二次障害の併発や本当に困ってか相談に繋がるケースが増えている。早めの対応に繋がる支援が必要。</li> </ul> <p>【対策の方向性】</p> <p>○就労に向けた支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校において、ハローワーク等と連携して、引き続き計画的・組織的な進路指導（キャリア教育）を実施するとともに、企業やNPO、教育訓練機関等と連携し、多様な職業訓練の機会を拡充するなど、一人一人の自立と社会参加を目指した取組みを推進する。</li> <li>・障害者職業センターにおいて、発達障害者に対する専門的支援として、センター内での技能体得のための講座（問題解決技能、対人技能、リラクゼーション技能、作業マニュアル作成技能、ナビゲーションブック作成）、作業支援、事業所での体験実習等を通じた実践的な支援を組み合わせた発達障害者就労支援カリキュラムを行う。</li> <li>・また、一般企業において就職する場合などには、状況に応じてジョブコーチ支援の活用を行う。</li> <li>・発達障害者支援センター及び発達障害者圏域支援センターにおいて、発達障害者から就労に関する相談を受け、必要に応じて、障害者職業センター等と連携して就労準備プログラムを行うとともに、ハローワーク、はあとふるコーナー、障害者就業・生活支援センター等の利用支援を行う。</li> <li>・障害者就業・生活支援センターにおいて、一般就労を行う発達障害者、発達障害者を雇用する企業、雇用を考えている企業からの相談を受け、関係機関と連携しながら、必要に応じて企業を訪問して、適切な就労環境や配慮等に関する助言を行う。また、発達障害を雇用する企業の事例について周知啓発を行う。</li> <li>・発達障害の疑いのある大学生に対し、本人が早期に気づき、周囲の理解を得ながら、必要な支援が受けられるよう、支援策を検討する。</li> <li>・発達障害者を雇用する企業関係者に対する理解促進にむけた研修や啓発を検討する。</li> </ul> <p>○生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援協議会の意見等を踏まえ、グループホーム等の「住まいの場」の確保を図るとともに、就労継続支援事業所、生活訓練、地域活動支援センター等の「活動の場」の整備を推進する。</li> <li>・就労継続支援事業所、放課後児童クラブ等の発達障害に関する対応ノウハウが不十分な場合に、発達障害者支援センターや発達障害者圏域支援センターが適切な生活環境や配慮等に関する助言を行う。</li> <li>・自閉症等で強度行動障害をもつ人について、「強度行動障害生活訓練モデル事業」の継続、拡大を図るとともに、在宅や入所施設における支援状況に関する調査を行い、支援のあり方や支援体制等を検討する。</li> </ul>	<p>【現行の取組の検証結果】</p> <p>○発達障害専門機関と労働機関（京都ジョブパーク、労働局等）が連携して、就労支援を実施している。</p> <p>○強度行動障害のある方への支援について、検討会報告書の趣旨を踏まえ、府内の展開策について検討する必要がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【国の方向性（強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○支援人材のさらなる専門性の向上</li> <li>○支援ニーズの把握と、相談支援やサービス等に係る調整</li> <li>○日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充</li> <li>○状態が悪化した者に対する集中的支援</li> <li>○こども期からの予防的支援・教育との連携</li> <li>○医療との連携体制の構築</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【国の方向性（障害福祉・障害児福祉計画基本指針）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援</li> <li>・強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実（強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域単位で、支援ニーズを把握・支援体制整備）</li> </ul> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「京都府強度行動障害支援者養成研修を受講しても、現場で実際に行動分析をして対応を実行できる人材が育っていないため、抜本的な対応策が必要」</li> </ul> </div>	<p>【現状・課題】</p> <p>○就労に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、学齢期から、将来的な就労に向けた支援を行うことは重要である。</li> <li>・一般就労を希望する発達障害者に対しては、京都ジョブパークはあとふるコーナーにおいて、職業人の基本ルール・マナーの習得、コミュニケーション能力のスキルアップを図るはあとふるJPカレッジを実施している他、企業実習の開拓やマッチングを実施している。</li> <li>・雇用先の確保のためには、地域や企業などによる発達障害の理解が不可欠である。</li> <li>・企業や事業所への支援として、京都ジョブパーク京都障害者雇用企業サポートセンターにおいて、障害のある方に適した仕事の創出、雇用管理、各種助成制度等に関する提案や先進企業の見学会や交流会などを開催し、障害者の更なる雇用拡大及び職場定着を促進している。</li> <li>・発達障害者の社会参加意欲の高まり等を反映する形で、法定雇用率が令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%と、これまでにない急激な上昇が予定されている。しかし、企業内においてサポートする人材の不足や必要な環境整備が整っていない等の理由により、具体的に取組を行う予定の企業は約4割程度（※）に留まっており、一層企業への受入環境を整えるための支援などの強化が必要である。</li> </ul> <p>○生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者が就労継続支援事業等を利用する場合に、事業所の対応ノウハウが不十分なことがある。</li> <li>・知的障害を伴う等により強度行動障害を有する方への支援は、障害特性を正しく理解し、早期に適切な支援を行うことが重要だが、十分な支援ノウハウや受入体制を有する事業者は数える程しかない。</li> <li>・一方、市町村において、強度行動障害を有する障害児のニーズを把握することが重要視されており、把握後の支援体制整備が必要である。</li> </ul> <p>【対策の方向性】</p> <p>○就労に向けた支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校において、ハローワーク等と連携して、引き続き計画的・組織的な進路指導（キャリア教育）を実施するとともに、企業やNPO、教育訓練機関等と連携し、多様な職業訓練の機会を拡充するなど、一人一人の自立と社会参加を目指した取組みを促進する。</li> <li>・また、発達障害者圏域支援センターにおいて、引き続き発達障害者から就労に関する相談を受け、必要に応じて、障害者職業センター等と連携して就労準備プログラムを行うとともに、ハローワーク、はあとふるコーナー、障害者就業・生活支援センター等の利用支援を行う。</li> <li>・障害者職業センターや京都ジョブパークの京都障害者雇用企業サポートセンターが中心となり、一般就労を行う発達障害者、発達障害者を雇用する企業、雇用を考えている企業からの相談を受け、関係機関と連携しながら、適切な就労環境や配慮等に関する助言等を行う。</li> <li>・発達障害の疑いのある大学生に対し、本人が早期に気づき、周囲の理解を得ながら、本人の状況に応じて必要な支援が受けられるよう支援策を検討する。</li> </ul> <p>※障害者職業センター、京都労働局、京都障害者雇用企業サポートセンターの取組について追記予定</p> <p>○生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、障害者自立支援協議会の意見等を踏まえ、グループホーム等の「住まいの場」の確保を図るとともに、就労継続支援事業等の「活動の場」の整備を推進する。</li> <li>・地域の支援体制においては、就労継続支援事業所等の発達障害に関する対応ノウハウが不十分な場合に、発達障害者圏域支援センターが中心となり、適切な生活環境や配慮等に関する助言を行う。</li> <li>・強度行動障害のある児者への対応として、「強度京都行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」の趣旨を踏まえ、「京都式強度行動障害モデル事業」を見直し、地域での支援体制の充実を図るための方策を検討する。</li> </ul>
--------------	--	---	---

<p>(4) 支援体制の整備</p> <p>① 相談支援体制</p>	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害者支援センターや発達障害者圏域支援センターへの相談件数は年々増加している。身近な地域において継続的な支援を進めて行くためにも、相談支援事業所のスキルアップを図る必要がある。</li> <li>発達障害者や家族等がどこに相談すればよいか分からない場合がある。</li> <li>学齢期の相談については、教育の地域支援センターが核となって実施しているが、福祉関係機関との連携が課題となっている。</li> </ul> <p>また、乳幼児期の市町村等保健センターを中心とした相談体制が学齢期にはなくなり、学校を中心とした教育機関など関連機関と連携した寄り添い型の支援が求められている。</p> <p>【対策の方向性】</p> <p>○ライフステージを通じた体系的な相談支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の発達障害者について、ライフステージを通じて身近な地域で発達障害の特性を踏まえた相談支援が行われるよう、相談支援事業所、発達障害者圏域支援センター、発達障害者支援センター等が継続的に支援を行うとともに、各ライフステージに対応して、保育所・幼稚園、小・中・高校、放課後児童クラブ、障害児・者サービス事業等の支援を組み合わせる体制を構築する。</li> <li>このため、発達障害者支援センターについて、京都府全域の発達障害者支援の中核機関として、発達障害者圏域支援センター・相談支援事業所等の支援のほか、府内の支援・連携体制の構築、研修を含めた人材養成、支援手法開発等の機能を強化する。</li> <li>また、学齢期の児童を中心とした寄り添い型の相談支援について、府内の専門医療機関における初診待機期間の解消と併せ、医療、福祉、相談をトータルパッケージで提供できる「発達障害児支援拠点」の整備、機能強化を図る。</li> <li>発達障害者圏域支援センターについて、地域の中核的な相談支援機関として、圏域内のネットワークを作り、相談支援事業所等の支援を行うとともに、困難ケースの相談支援等を行うよう、発達障害に関する専門性の向上を図る必要がある。このため、これまで各圏域で担ってきた役割、専門性の確保、発達障害児への相談支援強化の視点を踏まえ、圏域支援センターの業務内容をより明確化などを行っていく必要がある。</li> <li>相談支援事業所について、地域の身近な相談支援機関として、相談支援従事者の発達障害の理解の向上を図る。このため、相談支援従事者を対象とした発達障害専門研修を実施するとともに、具体的に身近な相談支援機関において発達障害児・者への相談対応ができるよう、発達障害者支援センター・圏域支援センターによる電話相談、ケース会議等による対応力の向上を図る。</li> </ul>	<p>【現行の取組の検証結果】</p> <p>○発達障害児支援拠点の整備により、各専門医療機関における相談体制が強化した。今後は、北部・中部・南部のそれぞれの地域課題に応じた相談業務の充実が求められる。</p> <p>○市町村支援等を担う圏域支援センターについて、現在進めている役割整理等の議論を踏まえ、役割をより明確にしたうえで具体的な業務に着手する必要がある。</p> <p>○各地域の課題及び各機関の役割を踏まえた上で、発達障害者支援センターに求められる機能を検討する必要がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【国の方向性（障害福祉・障害児福祉計画基本指針）】</p> <p>○発達障害者等に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害者等への相談支援体制の充実（発達障害者地域支援マネジャーの配置等を適切に進めることが重要等）</li> </ul> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【意見】</p> <p>○「圏域の人材バンクの構築や、専門家のクラスター形成を行い、役割の分散化を図ることが必要」</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【意見】</p> <p>○「発達障害者支援センターはばたきの役割として、専門職の育成の対応も盛り込む。」</p> </div>	<p>【現状・課題】</p> <p>○発達障害者支援センターおよび発達障害者圏域支援センターの役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害者圏域支援センターは、各圏域のニーズや状況に応じて相談支援を行うとともに、関係機関の中心的役割を担っているが、市町村が設置する基幹相談支援センターや委託相談支援事業との役割が混在している状況である。</li> <li>直接の相談対応が増加している発達障害者圏域支援センターでは、市町村や事業所へのバックアップ等、センターに求められる中核機関としての機能が十分に発揮されていない。</li> <li>学齢期の相談については、地域支援センター・府スーパーサポートセンター・福祉機関等と連携しているところ。</li> </ul> <p>【対策の方向性】</p> <p>○ライフステージを通じた体系的な相談支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の発達障害者について、ライフステージを通じて身近な地域で発達障害の特性を踏まえた相談支援が行われるよう、<u>相談支援事業所、発達障害者圏域支援センター</u>が継続的に支援を行うとともに、各ライフステージに対応して、保育所・幼稚園、小・中・高校、放課後児童クラブ、障害児・者サービス事業等の支援を組み合わせる体制を<b>充実させる</b>。</li> <li><u>児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として、発達支援に関する入口としての相談機能を担うとともに、各地域の子育て支援機関や児童発達支援事業所等に対し、児童及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う。</u></li> <li>発達障害者圏域支援センターは、地域の中核的な支援機関として、圏域内のネットワークを作り、相談支援事業所等の支援を行うとともに、困難ケースの相談支援等を行うよう、発達障害に関する専門性の向上を図る必要がある。<u>このため、発達障害者圏域支援センターは、地域支援マネジャーとして市町村支援・事業所支援を行うことを明確にする。</u></li> <li>地域支援マネジャーは、地域診断の視点をもって地域資源の把握や圏域課題を明らかにし、市町村・保育所等子育て支援機関・障害福祉サービス事業所等への指導・助言、各種支援を通じた地域の人材育成等により、<u>地域の支援体制の整備に努める。</u></li> <li>発達障害者支援センターはばたきは、発達障害者圏域支援センターを束ねる専門機関として、<u>困難ケースへのスーパーバイズを担うとともに、職能団体と連携して、各地域で必要となる専門職育成等の役割を担う。</u></li> <li>また、学齢期の児童を中心とした寄り添い型の相談支援については、引き続き、府内の専門医療機関における初診待機期間の解消と併せ、医療、福祉、相談をトータルパッケージで提供できる「発達障害児支援拠点」の機能強化や、<u>教育機関との連携強化を一層促進する。</u></li> </ul>
<p>② 医療提供体制</p>	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害の診断を行う医療機関が少なく、初診待ち期間が長い。</li> <li>成人期の発達障害に対応できる医療機関を「京都健康医療よろずネット」において公表しているが、認知度が低く活用されていない。</li> <li>北部地域を中心に、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等による発達障害者の療育体制が不足している。</li> </ul>	<p>【現行の取組の検証結果】</p> <p>○3層構造による取組を進めてきたものの、なお医療ニーズの増加により、現在も初診待機が生じている。</p> <p>○今後ますます医師確保が困難になる状況を想定し、専門医の養成と、発達障害を診療する地域の医師確保の考え方について、大きく修正する必要がある。</p> <p>○加えて、医療・保健・福祉・教育等関係機関による地域連携体制の整備を全力で進める必要がある。</p>	<p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従前から、専門医療機関の初診待機期間の短縮のため、医師増員や若手医師の育成等を行ってきたところ。</li> <li>しかし、発達障害に対する社会的認知が広まるとともに福祉サービスが充実し、それに伴う医療ニーズの増加により、現在も初診待機が生じている。</li> </ul> <p>&lt;初診待機の状況（令和4年度末時点）&gt;</p> <p style="text-align: center;"><u>府立こども発達支援センター 4.9カ月</u></p> <p style="text-align: center;"><u>府立舞鶴こども療育センター 9カ月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初診待機期間の短縮はもとより、発達障害分野の支援体制充実のためには、安定した医療提供体制が必要であるが、<u>小児科医・精神科医に求められる役割は多く、発達障害領域に特化した医師の確保は難しい状況もある。</u>そのため、<u>発達障害を診断できる医師の育成とともに、地域の医療機関との連携による診療体制の整備が進む効果的な仕組みづくりが必要である。</u></li> </ul>

	<p>【対策の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障害に関する医療提供体制の構築</li> <li>・「京都健康医療よろずネット」の周知に努める。</li> <li>・「3層構造」による医療提供体制の構築と対応の方向性</li> <li>①専門医療機関における対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>→若手医師の派遣による専門医師養成（こども発達支援センター診療所等への派遣）</li> </ul> </li> <li>②地域で看ることのできる医師の養成 <ul style="list-style-type: none"> <li>→医師養成研修の実施検討を進めるとともに、当該医師・医療機関の果たす役割の十分な整理が必要</li> </ul> </li> <li>③コメディカルも含めた、かかりつけ医療従事者による対応力向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>→対応力向上を目的とした医師研修の実施</li> </ul> </li> </ul> <p>・上記①の専門医療機関について、府立こども発達支援センターの診療体制を強化するとともに、発達障害を診療できる小児科医を育成。府立舞鶴こども療育センターにおいては、引き続きの人員体制の充実を検討していく。</p> <p>・京都府保健医療計画に基づき、児童・思春期の発達障害やうつ病等の精神疾患患者に対して集中的・多面的な医療を提供するとともに、子どもの心の診療に専門的に携わる医師や関係専門職の育成等を行う拠点機能の整備を検討する。</p> <p>○療育等を行う専門職の育成　〔後述〕</p>	<p>【意見】</p> <p>○「こども発達支援センターの役割を「診断」「投薬」「リハビリ」に絞り、特にフォローについては必要児のみとして安易にフォロー児童を増やさず在籍の学校や事業所に任せていく必要がある」</p> <p>【意見】</p> <p>○「各地域での集約化と集約化されたセンターを中心とした医療機関、療育施設、保育・教育施設などの連携を強化するネットワークモデルを提示し、各地域で関係機関が集まってそれを実践できるようにネットワークを作っていくべき」</p>	<p>【対策の方向性】</p> <p>○発達障害の診断・診療を行う医師の育成、医療提供体制の整備</p> <p>・「<u>医療的支援を必要とする子どもと保護者が速やかに診療へ繋がる医療提供体制</u>」及び「<u>医師確保が困難な北部地域も含め、府全域における持続性のある医療提供体制</u>」を目指す。</p> <p>・<u>発達障害診断医の養成とともに、今後一層各地域の医療機関との連携を図るため、精神科医及び小児科医を対象に、発達障害の理解を深める機会の提供や、連携体制が進む仕組みを検討する。</u></p>
<p>③福祉サービス提供体制</p>	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス等において、質のばらつきが指摘されている。</li> <li>・発達障害者が就労継続支援事業所、生活訓練、地域活動支援センター等を利用する場合に、事業所の対応ノウハウが不十分なことがある。</li> <li>・自閉症等で強度行動障害をもつ人について、在宅や入所施設において支援が困難となっている場合がある</li> </ul> <p>【対策の方向性】</p> <p>○福祉サービス提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期障害児福祉計画の策定等を踏まえた対応を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援センター：各市町村単位の整備（児童発達支援事業と併せて重層的な支援体制の整備）</li> <li>放課後等デイサービス：サービスの質の向上に向けた取組み（支援者向けの研修の充実、国「放課後等デイサービスガイドライン」の活用）</li> </ul> </li> <li>・障害者自立支援協議会の意見等を踏まえ、グループホーム等の「住まいの場」の確保を図るとともに、就労継続支援事業所、生活訓練、地域活動支援センター等の「活動の場」の整備を推進する。〔再掲〕</li> <li>・就労継続支援事業所、放課後児童クラブ等の発達障害に関する対応ノウハウが不十分な場合に、発達障害者支援センターや発達障害者圏域支援センターが適切な生活環境や配慮等に関する助言を行う。〔再掲〕</li> <li>・自閉症等で強度行動障害をもつ人について、在宅や入所施設における支援の状況を把握し、支援のあり方や支援体制等を検討する。〔再掲〕</li> <li>・災害時にも避難生活で発達障害者に適切な配慮がなされるなど、自閉症等発達障害特有の障害特性への配慮に必要な支援体制を確保する。</li> </ul>	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援事業、放課後等デイサービス等は増加してきたが、事業所の対応ノウハウが不十分なことがある。</li> <li>・<u>発達障害者が就労継続支援事業等を利用する場合に、事業所の対応ノウハウが不十分なことがある</u></li> <li>・<u>各地域の資源を適切に活用し、相談から支援まで円滑につなげ、より質の高い専門的な支援を行うことができるように、各地域において関係者の情報・課題の共有、人材の育成等を通じた地域支援体制の充実が必要である。</u></li> </ul> <p>・<u>知的障害を伴う等により強度行動障害をもつ人について、在宅や入所施設において支援が困難となっている場合がある。</u></p> <p>【対策の方向性】</p> <p>○福祉サービス提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期障害児福祉計画の策定等を踏まえた対応を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援センター：各市町村又は各圏域に設置（地域の障害児の健全な発達において中核的な役割）</li> </ul> </li> <li>・<u>引き続き、障害者自立支援協議会の意見等を踏まえ、グループホーム等の「住まいの場」の確保を図るとともに、就労継続支援事業等の「活動の場」の整備を推進する。</u>（再掲）</li> <li>・<u>地域の支援体制においては、就労継続支援事業所等の発達障害に関する対応ノウハウが不十分な場合に、発達障害者圏域支援センターが中心となり、適切な生活環境や配慮等に関する助言を行う。</u>（再掲）</li> <li>・<u>強度行動障害のある児者への対応として、「強度京都行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」の趣旨を踏まえ、「京都式強度行動障害モデル事業」を見直し、地域での支援体制の充実を図るための方策を検討する。</u>（再掲）</li> <li>・災害時にも避難生活で発達障害者に適切な配慮がなされるなど、自閉症等発達障害特有の障害特性への配慮に必要な支援体制を確保する。</li> </ul>	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>発達障害のある子どもに対して、障害特性や発達段階に応じた適切な療育等の提供が必要となるが、そのためには十分な知識・経験を有する人材が必要となる。</u></li> <li>・<u>今後、各市町村において家族支援の充実が求められることに加え、ペアレントトレーニング等プログラムの実施が出来る人材の養成が必要とされているところ。</u></li> </ul>
<p>(5) 人材の育成</p>	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療育等を行う専門職（作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保健師等）の育成や、発達障害の診断を行う医師の育成が必要である。</li> <li>・発達障害の特性に応じた適切な相談支援が行われるよう、発達障害者支援に精通した相談支援従事者等の育成が必要である。</li> <li>・「園支援」と判定された児童について、保育所・幼稚園の保育士等が園巡回等の支援を受けながら適切に対応できるよう、保育士等の資質向上に取り組む必要がある。また、発達障害者の保護者が孤立しないよう、ペアレントメンターの育成・活用等が課題となっている。</li> </ul> <p>※「ペアレントメンター」：発達障害者の保護者に対して、同じように発達障害のある子どもを持つ保護者が相談相手となって、悩みを共感し、自らの子育て経験を基に子どもへの関わり方等の助言</p>		

	<p>【対策の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療育等を行う専門職（作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等）を育成するため、障害者自立支援協議会で推薦された者に対する大学等の専門養成講座への派遣研修や、職能団体の委託研修等を実施する。さらに、研修を受けた専門職が療育等に従事できるよう、市町村に紹介する仕組みを再構築する。</li> <li>また、ペアトレ、SSTを行う市町村・事業所への巡回支援を行う仕組みの検討</li> <li>・「3層構造」による医療提供体制の構築と対応の方向性〔再掲〕</li> <li>①専門医療機関における対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>→若手医師の派遣による専門医師養成（こども発達支援センター診療所等への派遣）</li> </ul> </li> <li>②地域で看ることのできる医師の養成 <ul style="list-style-type: none"> <li>→医師養成研修の実施検討を進めるとともに、当該医師・医療機関の果たす役割の十分な整理が必要</li> </ul> </li> <li>③コメディカルも含めた、かかりつけ医等による対応力向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>→対応力向上を目的とした医師研修の実施</li> </ul> </li> <li>・相談支援従事者を対象とした発達障害専門研修を実施する。また、発達障害者支援センター「はばたき」において相談支援事業所向けの研修を強化する。（再掲）</li> <li>・保育士・教員・放課後児童クラブ職員等を対象とした発達障害の理解を深める研修、保育士・教員・放課後児童クラブ職員等を対象としたティーチャートレーニング研修の継続、拡充を実施する。また、ペアレントメンター養成等を実施する。（再掲）</li> </ul>	<p>【意見】</p> <p>○「市町村では未だに人材確保が難しく」とあるが、各市町村でどの専門職がどの程度足りないのか具体的に吸い上げていく必要がある。</p> <p>【意見】</p> <p>○「学齢期の場合、近年チーム学校の構築が求められており、SC、SSWへの研修機会が必要。不登校対策としても重要な視点。漠然と育成することよりも、対象を明確にした方が効果的ではないか。発達障害の診断・診療を行う医師の育成において校医等を対象にしたい。」</p> <p>【意見】</p> <p>○「専門職の確保・育成と合わせて、保育所・幼稚園・小学校の従事者のスキルアップを図る必要がある。」</p>	<p>【対策の方向性】</p> <p>○各地域や関係機関で必要となる人材育成・確保</p> <p>・市町村との役割分担を整理しつつ、早期発見・早期支援に対する京都府の取組は、<u>地域における専門職の育成・確保を重点化する。</u></p> <p>・今後の人材育成・確保のあり方について、各職能団体（京都府臨床心理士会、京都府作業療法士会、京都府言語聴覚士会）と連携しながら、各職種状況に応じた人材確保策を検討し、実施する。</p> <p>・その際、市町村等の具体的な人材ニーズを把握し、専門人材を必要数確保する目的で検討する。</p> <p>・地域支援マネジャーは、地域診断の視点をもって圏域課題を明らかにし、市町村・保育所等の子育て支援機関、障害福祉サービス事業所等への指導・助言、各種支援を通じた地域の人材育成等により、地域の支援体制の整備に努める。（再掲）</p> <p>・発達障害者支援センターはばたきは、発達障害者圏域支援センターを束ねる専門機関として、困難ケースへのスーパーバイズを担うとともに、職能団体と連携して、各地域で必要となる専門職育成等の役割を担う。（再掲）</p> <p>・発達障害者支援センターはばたきが実施している医療職向け研修は、ニーズが高いことから継続して実施する。</p>
<p>(6) 発達障害の理解促進</p>	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校の児童生徒の6.5%が発達障害の可能性があると、多くの発達障害者が社会で生活しているが、外見からは分かりにくく、行政、企業、府民の発達障害の理解が不十分な状況にある。</li> <li>・発達障害は虐待、いじめ、不登校等の二次障害につながるケースがあり、また、本人・保護者の障害受容を進めるためにも、発達障害の正しい理解が重要である。</li> </ul> <p>【対策の方向性】</p> <p>○発達障害に関する周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者を社会全体で見守り、府民が必要な配慮を行うことができるよう、発達障害の理解促進を図るための研修や講演会等を実施する。また、発達障害者を雇用する企業の事例について周知啓発を行う。その際、研修や講演会等について、それぞれの実施主体がばらばらに実施するのではなく、横の連携に留意しながら行う必要がある。</li> <li>・発達障害者が生活の中で関わる機会の多い行政や企業の職員が、発達障害の理解を深め、必要な配慮を行うことができるよう、業種別の研修の開催を検討する。その際、発達障害以外の障害も含め、それぞれの障害の特性や必要な配慮等を学ぶことのできる研修とする必要がある。</li> <li>・共生社会実現に向け、特別支援教育に対する地域社会の理解を促す機会を拡充するとともに、交流及び共同学習を充実するなど、障害の有無にかかわらず、誰もが共に暮らす社会を目指した取組みを推進する。</li> </ul> <p>○発達障害者や家族の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者・家族が地域で孤立せず、発達障害者・家族同士のピアサポートを受けられるよう、ペアレントメンターの養成など、発達障害者・家族会の活動支援を推進する。</li> <li>また、子育てフェスタ等の一般的な子育て支援の場において、発達障害者の保護者等に、ペアレントメンター等の発達障害者の子育てを経験した者が自らの経験等を伝える取組みを推進する。</li> <li>・「脱ひきこもり支援センター」が行う事業と連携し、ひきこもり当事者の自立と社会参加を促進する。</li> </ul>		<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者支援法の施行以降、府民への発達障害に関する普及・啓発等を進めてきた結果、発達障害に関する認知や理解は一定進んだものと考えられる。</li> <li>・一方、通常学級における小・中学校の児童生徒の8.8%が発達障害の可能性があると、支援を必要とする者は増加傾向にあること、また、発達障害は虐待、いじめ、不登校等の二次障害につながるケースがあり、本人・保護者の障害受容を進めること、日常生活において児童が通つ子育て支援機関・教育機関、企業等において、発達障害の正しい理解は重要である。</li> </ul> <p>【対策の方向性】</p> <p>○発達障害に関する周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者を社会全体で見守り、府民が必要な配慮を行うことができるよう、<u>引き続き</u>発達障害の理解促進を図るための<u>普及啓発のための取組を行う</u>。また、発達障害者を雇用する企業の事例について周知啓発を行う。その際、研修や講演会等について、それぞれの実施主体がばらばらに実施するのではなく、横の連携に留意しながら行う必要がある。</li> <li>・発達障害者が生活の中で関わる機会の多い行政や企業の職員が、発達障害の理解を深め、必要な配慮を行うことができるよう、業種別の研修の開催を検討する。その際、発達障害以外の障害も含め、それぞれの障害の特性や必要な配慮等を学ぶことのできる研修とする必要がある。</li> <li>・共生社会実現に向け、特別支援教育に対する地域社会の理解を促す機会を拡充するとともに、校内での子どもたち同士の交流及び共同学習を充実するなど、障害の有無にかかわらず、誰もが共に暮らす社会を目指した取組みを推進する。</li> </ul> <p>○発達障害者や家族の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者・家族が地域で孤立せず、発達障害者・家族同士のピアサポートを受けられるよう、ペアレントメンターの養成など、発達障害者・家族会の活動支援を推進する。また、子育てフェスタ等の一般的な子育て支援の場において、発達障害者の保護者等に、ペアレントメンター等の発達障害者の子育てを経験した者が自らの経験等を伝える取組みを推進する。</li> </ul> <p>・ひきこもり当事者の自立と社会参加をサポートする「脱ひきこもり支援センター」が行う事業と連携する。</p>